

## 募集等に係る株式等の顧客への配分に係る基本方針

制 定：平成 16 年 12 月 1 日

(最終改正：平成 28 年 1 月 4 日)

相生証券株式会社

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第 1 条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、当社では、株券等に係る募集等においては、「委託販売団方式」の募集等のみであり、「ブックビルディング方式」による募集等は取扱っておりません。当社が委託販売団に加わることが決定した時点で、当社に割当てられた株券等をお客様に配分することとなります。その際、以下のことに従って配分いたします。

### (1) 新規公開株の場合

新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。

新規公開株の抽選は、次の要領で行います。

- ① 抽選は、募集等の取扱い期間中に当社に配分の申込みをされたもののうち、個人のお客様からのものを対象に、抽選日（発行価格決定日の午後 5 時以降）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客様への配分予定数量の 10%を当該抽選に付すことといたします。

具体的には、配分数量の 10%が、6 単元を超えた場合、その 10%の株券等の配分について、申込み者の中で抽選を行い、配分先を決定いたします。抽選はお客様 1 人につき 1 単元とし、申込み数には関係しません。ただし、1 単元の金額が 5 万円以下となるような場合は、2 単元以上を 1 つにして抽選を行うことがあります。

- ② 抽選に当たっては、抽選対象となる配分の申込み番号を付し、その番号を対象に抽選を行います。ただし、配分予定数量並びに申込み件数が大量となる場合には、ランダム関数を用いたコンピュータによる抽選を行うことがあります。
- ③ 抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として当該申込みの効力がなくなったものとみなし、抽選以外の方法により決定する配分先の対象となることはありません。
- ④ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領を電話等でお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨の御連絡はいたしませんので、あらかじめご了承下さい。
- ⑤ 抽選は、次に掲げる場合には、その割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承下さい。

イ 個人顧客の配分の申込み数量が当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合

ロ 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合

ハ 抽選を行う数量が 5 単元に満たない場合

- (2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

適合性の原則に関する基準

弊社は、過去の投資経験が1年以上あり、さらに新規公開株を含めた株式投資のリスクを十分ご理解いただいたお客様を中心に配分を行うこととしております。そのため、過去1年間に1回以上のお取引を弊社で行っていただいたお客様を中心に配分を行うこととしております。そのため、新たに新規公開株の入手のための口座開設はお断りしておりますので、ご了承ください。

(3) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分及び個人お客様以外への配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記(2)の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、以下に掲げる基準を設け、配分を行うものとしております。

① 原則として、前回新規公開株の配分を行ってから次の配分を受けられるまでに、3ヶ月間のインターバルを設けております。ただし、他のお客様より配分の申込みが無い場合は、配分を妨げません。

② 新規公開株の配分について、抽選による配分を受けるお客様一人当たりの平均数量と抽選以外の方法による配分を受けるお客様一人当たりの平均数量の格差は、原則として、10倍以内に留めるものといたします。

また、原則として、お客様一人当たりの配分上限数量を10単元といたします。

5. 配分先は、配分の申込みをなさったお客様の中から決定いたします。(新規公開株の抽選による場合については、3.(1)①を参照。)

ただし、お客様から申し込みがなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申込みをされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行なうことがあります。

6. 配分の申込みは、お取引店舗又は郵送にて、当社所定の「新規公開株申込書」にお客様のご記名、押印のうえ、提出いただくことにより、受け付けいたします。(新規公開株の抽選による場合については、3.(1)①を参照。)

7. 配分の申込みの受付方法、受付期間等、各新規公開案件における具体的な配分の要領について、その案件の受付期間中、各営業部店の店頭においてお知らせいたします。

8. 個別の案件において、6. までにお示しした内容と異なる方針で配分を行う場合は、その理由とともに、7. に併せてお知らせいたします。

9. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員及びその親族、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。

なお、配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申込みはお受けいたしません。

10. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。

11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。